

令和5年度

5市町連携による地域資源調査及び実施計画策定業務委託仕様書

1 委託業務名

令和5年度5市町連携による地域資源調査及び実施計画策定業務

2 業務の目的

太平洋戦争時の旧海軍飛行場ゆかりの地につながる兵庫県姫路市、加西市、熊本県錦町、大分県宇佐市、鹿児島県鹿屋市の5市町（空がつなぐまち・ひとづくり推進協議会）が有する農畜水産物や加工品、特産品、生産者、加工事業者などの地域資源を調査し、各市町が有する地域資源をマッチングさせることにより、新たな商品の開発やブランド化を目指し、令和5～7年度で地域間での消費の拡大や地域で稼ぐ仕組みを構築することを目的とする。

なお、令和5年度は、①5市町が有する様々な地域資源の調査、②加工品等の市場トレンド調査・分析、③調査結果に基づいた農畜水産物等のマッチングの検討・提案、④販路拡大や市場での販売に向けた令和7年度までの3年間の戦略的な取組みを示した実施計画の策定を行う。

※「空がつなぐまち・ひとづくり推進協議会」の詳細→<https://sora-tsuna.jp>

3 本プロジェクトの概要

年度	目的	主な内容
令和5年度	・調査分析 ・計画策定	・5市町が有する地域資源（農畜水産物や加工品、特産品、生産者、加工事業者等）に関する調査や関係者等への聞き取り調査 ・農畜水産物や加工品等の市場トレンド調査及び結果分析 ・調査結果を基にした農畜水産物等のマッチングの検討・提案 ・3年間（令和5～7年度）の実施計画書の策定
令和6年度	・マッチング	・農畜水産物や生産者、加工業者等のマッチング ・新たな商品開発やブランド化に向けた企画検討、商品の開発 ・販路拡大に向けたチャンネルの検討、提案
令和7年度	・商品開発 ・販路拡大	・新たに開発した商品のプロモーション活動 ・販路拡大 ・市場（ふるさと納税、道の駅、JA等）での販売

4 契約期間

契約締結日から令和6年3月29日まで

5 令和5年度業務内容

(1) 地域資源の調査

5市町の農畜水産物や加工品、特産品、生産者、加工事業者、道の駅、JAなど、各市町が有する様々な地域資源を調査・整理し、5市町別に詳細にまとめること。

(2) 加工事業者の販売商品と商品毎の売り上げ調査

5市町の加工事業者等が現在、開発や販売している商品及び商品毎の売り上げを調査し、5市町別に結果を詳細にまとめること。

(3) 関係者への聞き取り調査

5市町の農畜水産物や加工品等に係る業務を所管する関係部署をはじめ、生産者や加工事業者、JAなどを対象に、農畜水産物等の魅力や現在の課題、新たな商品の開発やブランド化に向けた取組み等（プロモーションの活動や方法等）について聞き取り調査し、5市町別に結果を詳細にまとめること。

(4) 農畜水産物や加工品等の市場トレンド調査及び結果分析

5市町間での経済好循環と売れる加工品等の開発を実現するため、国内の一般市場をはじめ、ふるさと納税や道の駅等における市場の最新のトレンドや規制動向、市場ごとの特性等を調査し、分析したうえで、結果を詳細にまとめること。

(5) 調査結果に基づいた農畜水産物等のマッチングの検討・提案

5市町の農畜水産物や加工品、生産者、加工事業者等の調査や聞き取りをもとに、市場の最新の需要トレンドにあった農畜水産物等を組合せた商品を検討し、提案すること。

(6) 3年間（令和5～7年度）の実施計画書の策定

地域資源調査や関係者への聞き取り調査、市場のトレンド調査の結果に基づき、新たな特産品の開発や販路開拓を見据えた基本方針と3年間（令和5年度～令和7年度）の戦略的な取組みを示した実施計画を策定すること。

(7) 会議等の開催

① 受託者は、作業を円滑に進めるために、委託者と綿密な打ち合わせ会議（以下「会議」という。）を開催するとともに、各種調査についての進捗状況や調査結果について定期的に会議を開催すること。

② 会議の資料（実施計画や調査結果、図面等）の説明資料は、会議の事前に提出すること。

③ 会議を実施した際の議事録を作成し、提出すること。

④ 受託業務終了後、業務全体の実施概要、実績、効果、課題及び次年度以降の改善方策等をまとめた業務実施報告書を作成すること。

6 成果品

成果品は以下のとおりとする。（データ形式でも納品すること）

(1) 各種調査報告書及び実施計画書：10部

※各種調査報告書については、別冊での納品でも可

(2) その他、本事業に関わる制作物一式

(3) 電子記録媒体資料（成果品のデータを記録したDVD-R等）：10枚

7 実施体制

本仕様書に記載した業務を円滑かつ確実に遂行することが可能な体制を整備すること。また、業務全体を統率する統括責任者をおくこと。

8 留意事項

- (1) 業務の実施に伴い個人情報を取り扱う場合は、加西市個人情報保護条例を遵守しなければならない。
- (2) 業務に当たり使用する図表やデータ、画像等の著作権・使用权等の権利については、受託者において使用許諾を得ること。
- (3) 業務における成果物の著作権は、受託者が従来から権利を有しているものを除きすべて加西市に帰属するものとし、成果品及びデータ等を含むあらゆる制作物については、自由に加工、複写、ホームページの作成、増刷等を行い、公表できるものとする。
- (4) 業務の全部又は一部を市の承諾なく第三者に再委託することはできない。第三者と連携して業務実施を予定する場合は、組織体制に役割分担等を記載すること。